

## 一時預かり等の利用者費用を軽減します（ご案内）

「上田市一時預かり事業等利用者費用軽減事業補助金」

### 子育てを応援する補助事業

一時預かり事業等の利用者費用を軽減することで、すべての児童の健やかな成長を支援し、保護者のストレスや「孤育て」の解消、楽しい子育てを応援します。

- 一度御負担いただいた利用者費用について、申請をいただくことで対象となる金額を補助します。

#### ■対象となる方と補助金額

区分※ <sub>1</sub>	対象年齢	対象事業	補助上限額(対象事業1人当たり)※ <sub>2</sub>		対象期間※ <sub>7</sub>	
1	満6歳 未満の児童 ※ <sub>3</sub>	一時預かり 事業	生活保護を受給している世帯	日額 3,000 円	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 までの間の利用分	
2			住民税非課税世帯※ <sub>5</sub>	日額 2,400 円		
3			年収 360 万円未満の世帯※ <sub>6</sub>	日額 2,100 円		
4			市長が必要と認めた世帯	日額 1,500 円		
5	満3歳 未満の児童 ※ <sub>3</sub>	一時預かり 事業等※ <sub>4</sub>	上記1～4以外の世帯			
			年度内の利用回数 1 回	年額 1,500 円		
			年度内の利用回数 2 回	年額 3,000 円		
			年度内の利用回数 3 回	年額 4,500 円		
		年度内の利用回数 4 回以上	年額 6,000 円			

※<sub>1</sub> 年度内で、いずれか1つの区分のみ利用可能です。

※<sub>2</sub> 利用者費用が補助上限額に満たない場合は、利用者費用額を補助します。

※<sub>3</sub> 満6歳又は満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を含みます。

※<sub>4</sub> 一時預かり、ファミリーサポートセンター、病児保育、ショートステイを含みます。

※<sub>5</sub> 当該年度の市町村民税が非課税の世帯である場合。

※<sub>6</sub> 当該年度の市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯である場合。

※<sub>7</sub> 各年度単位での補助金となります。過年度の申請はできませんので御注意ください。

次のいずれかに該当する方は対象外です。

- 給付認定を受け、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等に入所している児童。
- 市内に住所を有しない方。
- 市税の滞納がある方。

#### ■対象となる施設、事業者

上田市の公立保育園の一時預かり事業の対象園

その他の施設や事業者は、上田市公式ホームページを御確認ください。



詳しくはこちらへ

■サービス利用から補助金の申請、受け取りまで

No	お手続き	内容									
①	一時預かり等の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者費用を施設にお支払いください。</li> <li>領収書を受け取ってください（申請に必要です。）。</li> </ul>									
②	申請書の取得	<p>申請書は次のいずれかの方法で取得できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用施設で受け取る。</li> <li>上田市保育課（健康プラザうえだ内）で受け取る。</li> <li>上田市公式ホームページからダウンロードする。</li> </ul>									
③	必要書類の提出	<p>■提出書類</p> <p>1.申請書</p> <p>2.領収書の写し 利用日ごとの利用者費用が記載されたもの。 過去の領収書が必要な場合は、利用された施設に御相談ください。</p> <p>3.課税証明書が必要な場合があります。 区分2・3の方のうち、申請日の前年度の1月1日時点の住所が上田市外の方</p> <p>■提出先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用した施設又は上田市保育課（健康プラザうえだ内）</li> <li>郵送による提出</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（提出先）〒386-0012 上田市中央 6-5-39 ひとまちげんき・健康プラザうえだ保育課宛</p> </div> <p>■提出する時期</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 55%;">提出時期※<sub>8</sub></th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4</td> <td>月単位、年度単位でまとめて提出してください</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>年額合計 6,000 円利用後(※<sub>9</sub>)の翌月末</td> <td>年1回の申請にまとめてください</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<sub>8</sub>R6 年度（R.6.4.1～R7.3.31）利用分の最終締切日は、R7.4.11 です。</p> <p>※<sub>9</sub>年額合計 6,000 円の利用に満たない場合は、当該年度の最終利用後の翌月末（最終〆切厳守）までに御提出ください。</p>	区分	提出時期※ <sub>8</sub>	備考	1～4	月単位、年度単位でまとめて提出してください		5	年額合計 6,000 円利用後(※ <sub>9</sub> )の翌月末	年1回の申請にまとめてください
区分	提出時期※ <sub>8</sub>	備考									
1～4	月単位、年度単位でまとめて提出してください										
5	年額合計 6,000 円利用後(※ <sub>9</sub> )の翌月末	年1回の申請にまとめてください									
④	補助金のお支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が申請書、添付書類、支払額を審査します。不明点がある場合はお問合せさせていただきます。</li> <li>審査後に補助金をお振込みします。（概ね2か月以内）</li> </ul>									

問い合わせ先  
 上田市健康こども未来部保育課  
 TEL：0268-23-5132  
 hoiku@city.ueda.nagano.jp